



熊本県公報

第 1 1 9 9 6 号

平成 23 年 3 月 29 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程
..... (危機管理・防災消防総室) 2
- 熊本都市計画下水道事業合志公共下水道の事業計画の変更..... (下水環境課) 32
- 熊本都市計画道路事業の事業計画変更認可..... (都市計画課) 32
- 樋合漁港漁港利用調整施設に係る指定管理者の指定..... (漁港漁場整備課) 32
- 牛深漁港漁港浄化施設に係る指定管理者の指定..... (") 33
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 33
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") 33
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防課) 33
- くまもと県民交流館のうち物産等振興施設に係る指定管理者
の指定..... (くまもとブランド推進課) 50
- 熊本県富岡ビクターセンターの指定管理者の指定..... (自然保護課) 50
- 熊本県土地利用基本計画の変更要旨の公表..... (地域振興課) 51
- 道路の供用開始..... (道路保全課) 51
- 熊本県伝統工芸館の指定管理者の指定..... (くまもとブランド推進課) 51
- 熊本産業展示場の指定管理者の指定..... (") 52

公 告

- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示..... (森林保全課) 52
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示..... (") 53
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示..... (") 53
- 肥料登録有効期間更新..... (農業技術課) 53

登 載 依 頼

- 熊本県災害対策本部規程の一部を改正する規程..... (熊本県災害対策本部) 54
- 熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程..... (企業局工務課) 54
- 熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程..... (企業局総務経営課) 55
- 熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程..... (") 55
- 熊本県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程..... (") 55
- 熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程..... (監査委員事務局) 55
- 政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程の一部を改正する規程..... (選挙管理委員会) 56
- 政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程..... (") 56
- 熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則..... (人事委員会) 56
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (") 56
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則..... (") 57
- 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則..... (") 57
- 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則..... (") 57

告 示

熊本県告示第 336 号

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 23 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程
熊本県防災行政無線管理規程（昭和 53 年熊本県告示第 1038 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 7 条中「総務部長」を「知事公室危機管理監」に改める。

第 8 条中「総務部危機管理・防災消防総室長」を「知事公室危機管理防災課長」に改め
る。

別表第 1 中熊本県天草（牛深支所）防災行政連絡所の項から熊本県天草（河浦支所）防
災行政連絡所の項までを削り、

熊本県山鹿石（山鹿、植木）防災 行政連絡所	熊本県山鹿市石 1 2 5 2 番地 4	を
--------------------------	-------------------------	---

熊本県山鹿南島（山鹿、植木） 防災行政連絡所	熊本県山鹿市南島 1 2 7 0 番 地 1	に改める。
---------------------------	---------------------------	-------

別表第 2 の 1 統制局及び 2 中継所中「危機管理・防災消防総室長」を「危機管理防災課
長」に改め、同表 3 支部局中

固定局	防災熊本土木	熊本県熊本土木事務所	熊本土木事務所総務課長	を削り
-----	--------	------------	-------------	-----

、同表 4 端末局（2）連絡所ア中

地球局	L A S C O M 熊本県熊本スー パーバード可搬地球 V 9 5	熊本県天草（有明支 所）防災行政連絡所	天草市防災 交通課長	
地球局	L A S C O M 熊本県熊本スー パーバード可搬地球 V 7 5	熊本県天草（倉岳支 所）防災行政連絡所	天草市防災 交通課長	
地球局	L A S C O M 熊本県熊本スー パーバード可搬地球 V 7 2	熊本県天草（栖本支 所）防災行政連絡所	天草市防災 交通課長	
地球局	L A S C O M 熊本県熊本スー パーバード可搬地球 V 9 0	熊本県天草（新和支 所）防災行政連絡所	天草市防災 交通課長	を削り
地球局	L A S C O M 熊本県熊本スー パーバード可搬地球 V 7 7	熊本県天草（五和支 所）防災行政連絡所	天草市防災 交通課長	
地球局	L A S C O M 熊本県熊本スー パーバード可搬地球 V 8 1	熊本県天草（河浦支 所）防災行政連絡所	天草市防災 交通課長	

地球局	L A S C O M 熊 本 県 熊 本 ス ー パ ー バ ー ド 可 搬 地 球 V 9 4	熊 本 県 天 草 (牛 深 支 所) 防 災 行 政 連 絡 所	天 草 市 防 災 交 通 課 長
-----	--	--	----------------------

、管理責任者欄を次のように改める。

管理責任者
熊本市防災主管課長
八代市防災主管課長
人吉市防災主管課長
荒尾市防災主管課長
水俣市防災主管課長
玉名市防災主管課長
天草市防災主管課長
山鹿市防災主管課長
菊池市防災主管課長
宇土市防災主管課長
上天草市防災主管課長
宇城市防災主管課長
阿蘇市防災主管課長
合志市防災主管課長
美里町防災主管課長

美里町防災主管課長

玉東町防災主管課長

和水町防災主管課長

南関町防災主管課長

長洲町防災主管課長

大津町防災主管課長

菊陽町防災主管課長

南小国町防災主管課長

小国町防災主管課長

産山村防災主管課長

高森町防災主管課長

南阿蘇村防災主管課長

西原村防災主管課長

御船町防災主管課長

嘉島町防災主管課長

益城町防災主管課長

甲佐町防災主管課長

山都町防災主管課長

氷川町防災主管課長
芦北町防災主管課長
津奈木町防災主管課長
錦町防災主管課長
あさぎり町防災主管課長
多良木町防災主管課長
湯前町防災主管課長
水上村防災主管課長
相良村防災主管課長
五木村防災主管課長
山江村防災主管課長
球磨村防災主管課長
苓北町防災主管課長

別表第 2 の 4 端末局（2）連絡所イ中「通信担当課長」を「通信主管課長」に、

地球局	L A S C O M 熊 本 県 熊 本 ス ー パ ー バ ー ド 可 搬 地 球 V 1 2 2	熊 本 県 山 鹿 石（山 鹿 植 木 消 防）防 災 行 政 連 絡 所	山 鹿 植 木 広 域 消 防 本 部 通 信 主 管 課 長
-----	---	--	---------------------------------------

を

地球局	L A S C O M 熊 本 県 熊 本 ス ー パ ー バ ー ド 可 搬 地 球 V 1 2 2	熊 本 県 山 鹿 南 島（山 鹿 植 木 消 防）防 災 行 政 連 絡 所	山 鹿 植 木 広 域 消 防 本 部 通 信 主 管 課 長
-----	---	--	---------------------------------------

に改め

、同表 5 移動局中「危機管理・防災消防総室長」を「危機管理防災課長」に、「熊本土木

事務所総務課長」を「熊本土木事務所総務出納課長」に改め、

陸上移動局	防災 松橋 3	熊本県宇城地域振興局	宇城地域振興局土木部維持管理課長	、
-------	---------	------------	------------------	---

陸上移動局	防災 玉名 3	熊本県玉名地域振興局	玉名地域振興局土木部維持管理課長
-------	---------	------------	------------------

陸上移動局	防災 山鹿 4	熊本県鹿本地域振興局	鹿本地域振興局土木部維持管理課長
-------	---------	------------	------------------

陸上移動局	防災 菊池 3	熊本県菊池地域振興局	菊池地域振興局土木部維持管理課長
-------	---------	------------	------------------

陸上移動局	防災 一の宮 9	熊本県阿蘇地域振興局	阿蘇地域振興局土木部維持管理課長
-------	----------	------------	------------------

陸上移動局	防災 矢部 3	熊本県上益城地域振興局土木部	上益城地域振興局土木部維持管理課長
-------	---------	----------------	-------------------

陸上移動局	防災 八代 4	熊本県八代地域振興局	八代地域振興局土木部維持管理課長	及び
-------	---------	------------	------------------	----

陸上移動局	防災 本渡 1	熊本県天草地域振興局	天草地域振興局土木部維持管理課長	を削り、
-------	---------	------------	------------------	------

同表 6 水防テレメータ局を次のように改める。

6 テレメータ局
(1) 水防

無線局の種別	識別信号	設置場所	管理責任者
固定局	北部雨量	熊本市明德町1298番1号 熊本県警察本部交通部交通機動隊	河川課長
固定局	石塘堰雨量	熊本市二本木一丁目52番28号	河川課長
固定局	健軍川水位	熊本市錦ヶ丘1 錦ヶ丘公園	河川課長
固定局	藻器堀川水位	熊本市水前寺公園747-1 水 前寺江津湖公園	河川課長
固定局	坪井水位	熊本市坪井五丁目16番地 坪井 川左岸	河川課長
固定局	西里水位	熊本市硯川町 井芹川左岸庄屋口 橋地先	河川課長
固定局	鶴羽田橋水位	熊本市四方寄町80番地先	河川課長
固定局	山室橋水位	熊本市八景水谷一丁目879番1 号地先	河川課長
固定局	天満橋水位	熊本市城山大塘町1636番地地 先	河川課長
固定局	鶴野橋水位	熊本市花園七丁目12番1号地先	河川課長
固定局	除川水位	熊本市沖新町3330番地先	河川課長
固定局	千間江湖水位	熊本市白石町1495番地地先	河川課長
固定局	池上水位	熊本市池上町 池上第3排水機場 内	河川課長

固定局	南高江水位	熊本市南高江町4番1号地先	河川課長
固定局	浜戸川水位	熊本市城南町敷田 浜戸川右岸	河川課長
固定局	熊本港潮位	熊本市新港1番1号	河川課長
無線標定陸上局	鶴羽田橋流速	熊本市四方寄町80番地先	河川課長
無線標定陸上局	天道橋流速	熊本市城山大塘1636番地地先	河川課長
無線標定陸上局	西里流速	熊本市硯川町 井芹川竜宮橋上	河川課長
無線標定陸上局	池上流速	熊本市池上町 井芹川水管橋上	河川課長
固定局	松崎橋水位	宇城市松橋町東松崎163番地5	河川課長
固定局	浅川水位	宇城市松橋町西下郷2462番地4	河川課長
固定局	五丁川水位	宇城市松橋町浅川1318番地2	河川課長
固定局	波多川水位	宇城市三角町波多2798番地2	河川課長
固定局	小川水位	宇城市小川町南小川 砂川左岸	河川課長
固定局	三角港潮位	宇城市三角町戸馳2551番地9	河川課長
固定局	永尾地区潮位	宇城市不知火町松合字屋敷新地無番地	河川課長
固定局	天門橋風速	宇城市三角町三角浦73番地6	河川課長
固定局	北平警報	宇城市三角町中村3888番地	宇城地域振興局土木部工務課長

固定局	浦警報	宇城市三角町波多3118番地1	宇城地域振興局土木部工務課長
固定局	前田警報	宇城市三角町波多3184番地	宇城地域振興局土木部工務課長
固定局	三十尺警報	宇城市三角町波多3141番地2	宇城地域振興局土木部工務課長
固定局	塩屋警報	宇城市三角町波多3030番地1	宇城地域振興局土木部工務課長
固定局	波多浦警報	宇城市三角町波多2721番地7	宇城地域振興局土木部工務課長
固定局	宇土雨量	宇土市網津町字網引	河川課長
固定局	潤川水位	宇土市三拾町字西田93番地1地先	河川課長
固定局	網津川水位	宇土市住吉町字上ノ割41番地2地先	河川課長
固定局	八久保水位	宇土市赤瀬町字山ノ口1028番地1	宇城地域振興局土木部工務課長
固定局	砂川雨量	下益城郡美里町白石野	河川課長
固定局	木葉水位	玉名市田崎字後田 赤川排水樋門内	河川課長
固定局	繁根木水位	玉名市石貫字中の島	河川課長
固定局	南大門橋水位	玉名市中地内	河川課長
固定局	榎島水位	玉名市岱明町野口地内	河川課長

固定局	唐人川水位	玉名市天水町部田見字石塘 2 9 2 5 番地地先	河川課長
無線標定陸上局	榎島橋流速	玉名市岱明町野口地内	河川課長
固定局	小岱山雨量	荒尾市大字府本字小岱山 1 7 6 2 番地 2 4 5	河川課長
固定局	菜切水位	荒尾市菰屋字高倉	河川課長
固定局	玉東水位	玉名郡玉東町大字木葉 4 8 3 - 1 地 先	河川課長
固定局	南関雨量	玉名郡南関町大字関東字大谷	河川課長
固定局	関川水位	玉名郡南関町大字宮尾字杉木 4 0 番地先	河川課長
固定局	竜瀬橋水位	玉名郡南関町大字関町字下城 1 5 7 0 番 5	河川課長
無線標定陸上局	関川流速	玉名郡南関町大字宮尾字杉本 4 0 番地地先	河川課長
固定局	浦川水位	玉名郡長洲町長洲地内	河川課長
固定局	行末川水位	玉名郡長洲町大字腹赤字塘下 1 6 4 1 番地 2	河川課長
固定局	長州港潮位	玉名郡長洲町大字長洲字下原 2 1 6 8 番地 2 7	河川課長
固定局	和仁川水位	玉名郡和水町太田黒字古河 1 2 5 2 - 3	河川課長
固定局	岩野水位	山鹿市津留 3 0 6 1 番地 岩野川 右岸	河川課長

固定局	河原川水位	菊池市藤田字上鶴 9 9 7 番地 6	河川課長
固定局	立門水位	菊池市重味地先	河川課長
固定局	片角水位	菊池市片角 8 2 番地 3 地先	河川課長
固定局	泗水水位	菊池市泗水町永 4 0 1 番地 1 地先	河川課長
固定局	旭志水位	菊池市旭志伊萩 5 6 2 番地地先	河川課長
固定局	農研雨量	合志市栄 3 8 0 1 番地	河川課長
固定局	須屋水位	合志市須屋 6 0 7 番地 2 地先	河川課長
無線標定陸上局	須屋流速	合志市須屋 6 0 7 番地 2 地先	河川課長
固定局	菊陽雨量	菊池郡菊陽町大字久保田字下原 2 7 8 6 番地 3 地先	河川課長
固定局	一の宮雨量	阿蘇市一の宮町宮地 1 1 1 6 番地	河川課長
固定局	黒川水位	阿蘇市内牧 黒川右岸	河川課長
固定局	小国水位	阿蘇郡小国町大字宮原字柿木	河川課長
固定局	池鶴水位	阿蘇郡小国町大字下城 1 7 5 7 番 地 2 地先	河川課長
固定局	具高森雨量	阿蘇郡高森町大字高森字中山	河川課長
固定局	椈山雨量	阿蘇郡高森町大字永野原字池ノ鶴 1 3 4 8 番地 5	河川課長
固定局	田代雨量	上益城郡御船町大字田代字折建又 7 6 9 4 番地 5	上益城地域振興局 農林部農地整備課 長

固定局	県御船水位	上益城郡御船町大字滝尾字六地藏	河川課長
固定局	神掛橋水位	上益城郡御船町大字田代戸ノ上 1 1 2 8 番地 1	上益城地域振興局 農林部農地整備課長
固定局	水防天君ダム	上益城郡御船町大字上野吐合	上益城地域振興局 農林部農地整備課長
固定局	木倉警報	上益城郡御船町大字木倉字足水	上益城地域振興局 農林部農地整備課長
固定局	落合橋警報	上益城郡御船町大字木倉字筒井崎 7 5 1 1 番地	上益城地域振興局 農林部農地整備課長
固定局	中松水位	阿蘇郡南阿蘇村大字中松 白川右 岸	河川課長
固定局	嘉島警報	上益城郡嘉島町大字井寺 矢形川 右岸地先	上益城地域振興局 農林部農地整備課長
固定局	赤井水位	上益城郡益城町大字宮園地先 木 山川右岸	河川課長
固定局	県津森水位	上益城郡益城町大字田原字中須 木山川右岸	河川課長
固定局	水無雨量	八代市東町大字朴の木字千本 2 7 6 番地 1	河川課長
固定局	川岳雨量	八代市坂本町葉木 7 1 3 番地	河川課長
固定局	河俣雨量	八代市東陽町馬石国有林一六林班 イ小班	氷川ダム管理所管 理課長

固定局	岩奥雨量	八代市泉町柿迫字笹越 7 9 5 2 番地	氷川ダム管理所管理課長
固定局	早瀬橋水位	八代市東陽町南 3 0 5 6 番地	河川課長
固定局	水無川水位	八代市古麓町字巢ノ木 4 9 9 番地地先	河川課長
固定局	二見川水位	八代市二見洲口町大字五反田	河川課長
固定局	第 2 大鞘橋水位	八代市千丁町古閑出 2 9 5 7 番地 1 0 地先	河川課長
固定局	千丁町北村水位	八代市千丁町大牟田北洲前 1 5 6 3 番地 7 地先	河川課長
固定局	鏡川水位	八代市鏡町鏡 5 7 0 番地 3	河川課長
固定局	河俣水位	八代市東陽町河俣 8 4 4 3 番地地先	氷川ダム管理所管理課長
固定局	落合水位	八代市泉町柿迫桂原	氷川ダム管理所管理課長
固定局	八代港潮位	八代市港町 2 4 9 番地	河川課長
無線標定陸上局	第 2 大鞘橋流速	八代市千丁町古閑出 2 9 7 5 番地 1 0 地先	河川課長
無線標定陸上局	松本橋流速	八代市鏡町上鏡 松本橋上	河川課長
固定局	鏡警報	八代市鏡町上鏡字正真	氷川ダム管理所管理課長
固定局	芝口警報	八代市鏡町芝口氷川地先	氷川ダム管理所管理課長
固定局	松ノ原警報	八代市東陽町下岳字瓜生野	氷川ダム管理所管理課長

固定局	椎屋警報	八代市東陽町北字椎屋	氷川ダム管理所管理課長
固定局	平野警報	八代市東陽町南字平野 8 2 5 番地 1	氷川ダム管理所管理課長
固定局	大村橋警報	八代市東陽町北字大村	氷川ダム管理所管理課長
固定局	古屋敷警報	八代市泉町下岳字古屋敷	氷川ダム管理所管理課長
固定局	白木平警報	八代市泉町下岳字白木平	氷川ダム管理所管理課長
固定局	松本橋水位	八代郡氷川町島地 1 3 0 3 番地地先 松本橋公園内	河川課長
固定局	八間川水位	八代郡氷川町網道	河川課長
固定局	立神水位	八代郡氷川町立神字本村	氷川ダム管理所管理課長
固定局	宮原警報	八代郡氷川町宮原字東段 9 4 5 番地 2	氷川ダム管理所管理課長
固定局	立神警報	八代郡氷川町立神字本村	氷川ダム管理所管理課長
固定局	矢筈岳雨量	水俣市大字湯出字岩下 7 4 5 番地	河川課長
固定局	深川水位	水俣市大字薄原字前田 1 5 6 番地	河川課長
固定局	新水俣橋水位	水俣市天神町地内	河川課長
固定局	水俣港潮位	水俣市明神町 4 8 番地地先	河川課長

無線標定陸上局	湯出川流速	水俣市天神町地内	河川課長
無線標定陸上局	水俣川流速 1	水俣市天神町地内	河川課長
無線標定陸上局	水俣川流速 2	水俣市天神町地内	河川課長
固定局	大野雨量	葦北郡芦北町大字大野字鳥屋 5 1 9 番地 9	河川課長
固定局	県佐敷水位	葦北郡芦北町大字花岡東	河川課長
固定局	小田浦川水位	葦北郡芦北町小田浦 1 6 1 4 番地 1	河川課長
固定局	田浦川水位	葦北郡芦北町大字田浦大丸 8 4 9 番地	河川課長
固定局	湯浦川水位	葦北郡芦北町女島平生	河川課長
固定局	津奈木川水位	葦北郡津奈木町大字岩城字上原 1 6 0 1 番地地先	河川課長
固定局	大畑雨量	人吉市大畑麓町字大野 4 5 5 6 番 地 1 6 4	河川課長
固定局	万江川水位	人吉市井ノ口町地内	河川課長
固定局	胸川水位	人吉市西間上町 西間児童公園	河川課長
固定局	水防人吉水位	人吉市下青井町 2 8 番地 2	市房ダム管理所管 理課長
固定局	水防人吉警 報	人吉市中城町 1 7 番地	市房ダム管理所管 理課長
固定局	水防球磨大 橋警報	球磨郡錦町大字木上字横馬場 1 2 1 番地地先	市房ダム管理所管 理課長

固定局	水防十日市警報	球磨郡錦町字中島	市房ダム管理所管理課長
固定局	水防西村警報	球磨郡錦町大字木上字中川後島439番地地先	市房ダム管理所管理課長
固定局	水防木上警報	球磨郡錦町大字木上字横枕340番地	市房ダム管理所管理課長
固定局	上西雨量	球磨郡あさぎり町上西字浦田2886番地100	河川課長
固定局	皆越雨量	球磨郡あさぎり町皆越307番地	市房ダム管理所管理課長
固定局	水防深田水位	球磨郡あさぎり町深田西字古町118番地2	市房ダム管理所管理課長
固定局	皆越水位	球磨郡あさぎり町皆越	球磨地域振興局農林部農地整備課長
固定局	水防清願寺ダム	球磨郡あさぎり町皆越87番地1	球磨地域振興局農林部農地整備課長
固定局	水防中島警報	球磨郡あさぎり町須恵字寺池5273番地2	市房ダム管理所管理課長
固定局	水防須恵警報	球磨郡あさぎり町須恵字寺池	市房ダム管理所管理課長
固定局	水防庄屋橋警報	球磨郡あさぎり町深田東2572番地地先	市房ダム管理所管理課長
固定局	水防深田警報	球磨郡あさぎり町深田東字下里793番地	市房ダム管理所管理課長
固定局	清願寺警報	球磨郡あさぎり町皆越96番地1	球磨地域振興局農林部農地整備課長

固定局	麓橋警報	球磨郡あさぎり町上南430番地	球磨地域振興局農林部農地整備課長
固定局	石田橋警報	球磨郡あさぎり町上北6番地1	球磨地域振興局農林部農地整備課長
固定局	免田警報	球磨郡あさぎり町上北4番地2	球磨地域振興局農林部農地整備課長
固定局	水防百太郎警報	球磨郡多良木町大字黒肥地字枡方305番地地先	市房ダム管理所管理課長
固定局	水防多良木警報	球磨郡多良木町字中鶴地先 球磨川幹川左岸84.1km	市房ダム管理所管理課長
固定局	水防牛島警報	球磨郡多良木町字中島3693番地6	市房ダム管理所管理課長
固定局	潮山雨量	球磨郡湯前町字潮山1588番地176	河川課長
固定局	水防塩瀬橋警報	球磨郡湯前町字下塩利5115番地3	市房ダム管理所管理課長
固定局	水防佐本橋警報	球磨郡湯前町字水の手3222番地	市房ダム管理所管理課長
固定局	水防古淵橋警報	球磨郡湯前町字大瀬921番地6	市房ダム管理所管理課長
固定局	水防小麦尾雨量	球磨郡水上村大字江代字穴手尾1994番地	市房ダム管理所管理課長
固定局	水防千ヶ平雨量	球磨郡水上村大字江代字千ヶ平1765番地	市房ダム管理所管理課長
固定局	水防湯山雨量	球磨郡水上村大字湯山字上本野1122番地	市房ダム管理所管理課長

固定局	水防古屋敷 水位	球磨郡水上村大字江代字古川又 2 1 8 番地 1	市房ダム管理所管 理課長
固定局	水防湯山	球磨郡水上村大字湯山龍新 2 2 9 1 番地	市房ダム管理所管 理課長
固定局	水防湯山水 位	球磨郡水上村美所尾 4 6 9 番地	市房ダム管理所管 理課長
固定局	水防川辺	球磨郡相良村大字深水 2 5 0 0 - 1 地先	河川課長
固定局	県川辺水位	球磨郡相良村大字深川辺 1 7 5 9 - 1 地先	河川課長
固定局	三ヶ浦雨量	球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙字浦田 9 7 1 番地 3	河川課長
固定局	河浦雨量	天草市宮地岳町字赤二田 4 8 5 の 3 番地	河川課長
固定局	角山雨量	天草市宮地岳町字野下 4 1 7 0 番 地	河川課長
固定局	楠浦雨量	天草市楠浦町字寺中 2 3 6 6 番地 1	河川課長
固定局	今富雨量	天草市河浦町今富 4 7 5 3 番地	河川課長
固定局	一町田水位	天草市河浦町河浦 一町田川右岸	河川課長
固定局	県本渡水位	天草市本渡町下川原 町山口川右 岸	河川課長
固定局	小宮地水位	天草市新和町小宮地 1 3 7 番地 1 4 4	河川課長
固定局	広瀬川水位	天草市本渡町本戸馬場 2 9 9 7 番 地 5	河川課長

固定局	下田北水位	天草市天草町下田北 5 6 2 番地 1	河川課長
固定局	大宮地水位	天草市新和町大宮地 4 3 1 6 番地 3	河川課長
固定局	河内川水位	天草市栖本町馬場下差原	河川課長
固定局	内野川水位	天草市五和町二江 1 3 6 8 番地 3	河川課長
固定局	今富川水位	天草市河浦町崎津月ヶ浦 1 7 8 0 番地	河川課長
固定局	谷合橋水位	天草市有明町上津浦 7 4 5 番地 2	天草地域振興局土木部工務第二課長
固定局	瀬戸橋風速	天草市亀場町亀川	河川課長
固定局	牛深港潮位	天草市牛深町加世浦地内	河川課長
無線標定陸上局	広瀬川流速	天草市本渡町本戸馬場 2 9 9 7 番地 5	河川課長
固定局	水防上津浦ダム	天草市有明町上津浦 4 8 9 5 番地 5	天草地域振興局土木部工務第二課長
固定局	新休警報	天草市栢宇土町栢宇土	天草地域振興局土木部工務第二課長
固定局	平床警報	天草市栢宇土町平床	天草地域振興局土木部工務第二課長
固定局	大地警報	天草市栢宇土町砥石川 4 4 4 4 番地 1	天草地域振興局土木部工務第二課長
固定局	大迫警報	天草市栢宇土町大迫	天草地域振興局土木部工務第二課長
固定局	食場警報	天草市亀場町 2 2 6 番地 3	天草地域振興局土木部工務第二課長

固定局	友尻警報	天草市亀場町食場 5 4 2 番地	天草地域振興局土木部工務第二課長
固定局	通山警報	天草市亀場町亀川	天草地域振興局土木部工務第二課長
固定局	亀場橋警報	天草市亀場町亀川	天草地域振興局土木部工務第二課長
固定局	江河内東警報	天草市有明町上津浦 4 5 6 7 番地	天草地域振興局土木部工務第二課長
固定局	江河内西警報	天草市有明町上津浦 4 5 4 9 番地	天草地域振興局土木部工務第二課長
固定局	龍ヶ岳雨量	上天草市龍ヶ岳町大道 3 1 2 8 番地 2	河川課長
固定局	中雨量	上天草市大矢野町中字城山 1 0 0 4 3 番地 3 8	河川課長
固定局	今泉川水位	上天草市松島町大字今泉字下西川 1 9 9 0 番地 8	河川課長
固定局	大矢野橋風速	上天草市大矢野町五把浦 4 4 1 6 番地 1 2	河川課長
固定局	松島橋風速	上天草市松島町合津 6 0 5 8 番地 1 地先	河川課長
固定局	苓北雨量	天草郡苓北町志岐字犬戻 3 8 5 5 番地 1	河川課長
固定局	松原川水位	天草郡苓北町大字坂瀬川字宮原 3 5 8 9 番地	河川課長
固定局	志岐川水位	天草郡苓北町大字志岐字茶摘田 1 2 5 2 番地	河川課長

固定局	上津深江水位	天草郡苓北町上津深江字川向	河川課長
固定局	水防富岡	天草郡苓北町富岡字権現山 2 2 6 7 番地	河川課長
固定局	富岡港潮位	天草郡苓北町大字富岡字江理 3 7 8 番地 3 北防波堤	河川課長

(2) 砂防

無線局の種別	識別信号	設置場所	管理責任者
固定局	砂防熊本雨量	熊本市松尾町平山字宮ノ前 1 0 4 番 2	砂防課長
固定局	富合雨量	熊本市富合町木原 2 7 4 8 番地	砂防課長
固定局	県城南雨量	熊本市城南町敷田浜戸川右岸	砂防課長
固定局	植木雨量	熊本市植木町大字内字平田 4 3 7 - 2	砂防課長
固定局	松橋雨量	宇城市松橋町久具 4 0 0 番地 1	砂防課長
固定局	県三角雨量	宇城市三角町波多 6 2 6 番地	砂防課長
固定局	不知火雨量	宇城市不知火町松合 1 5 7 8 番地	砂防課長
固定局	小川雨量	宇城市小川町江頭 1 0 0 番地	砂防課長
固定局	県豊野雨量	宇城市豊野町下郷 2 2 5 4 番地	砂防課長
固定局	長浜雨量	宇土市長浜町浜新地地先	砂防課長
固定局	砥用雨量	下益城郡美里町古閑 3 3 6 5 番地	砂防課長
固定局	県岱明雨量	玉名市岱明町浜田 1 2 3 0	砂防課長

固定局	横島雨量	玉名市横島町横島3924-1	砂防課長
固定局	天水雨量	玉名市天水町小天7100	砂防課長
固定局	玉東雨量	玉名郡玉東町大字二俣字鍛冶場92-1	砂防課長
固定局	長洲雨量	玉名郡長洲町大字永塩62-1	砂防課長
固定局	県菊水雨量	玉名郡和水町竈門1096	砂防課長
固定局	三加和雨量	玉名郡和水町上和仁443-32	砂防課長
固定局	県鹿北雨量	山鹿市鹿北町椎持416	砂防課長
固定局	菊鹿雨量	山鹿市菊鹿町太田910	砂防課長
固定局	鹿本雨量	山鹿市鹿本町来民1257	砂防課長
固定局	鹿央雨量	山鹿市鹿央町合里3730	砂防課長
固定局	原雨量	菊池市原字東原4176-4	砂防課長
固定局	県龍門雨量	菊池市班蛇口字垂玉1394	砂防課長
固定局	七城雨量	菊池市七城町菰入535-1	砂防課長
固定局	泗水雨量	菊池市泗水町永401-1	砂防課長
固定局	旭志雨量	菊池市旭志麓2926-235	砂防課長
固定局	県合志雨量	合志市福原3193-1	砂防課長
固定局	西合志雨量	合志市上生1104	砂防課長

固定局	大津雨量	菊池郡大津町古城字四番東原968-70	砂防課長
固定局	水防阿蘇城山雨量	阿蘇市一の宮町三野2351	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防仙酔峡雨量	阿蘇市一の宮町宮地6029-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防乙姫雨量	阿蘇市乙姫2398-5	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防狩尾雨量	阿蘇市狩尾1636-82	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防草千里雨量	阿蘇市黒川1802-6	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防小池雨量	阿蘇市小池498-2	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	波野雨量	阿蘇市波野大字新波野1519	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防東岳水位	阿蘇市一の宮町北平原無番地(河川敷)	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防坂梨水位	阿蘇市一の宮町坂梨3198	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防西岳水位	阿蘇市蔵原1401-4	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	坂梨中継所	阿蘇市一の宮町坂梨3835-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防坂梨第一	阿蘇市一の宮町坂梨3885	阿蘇地域振興局土木部工務課長

固定局	水防坂梨第二	阿蘇市一の宮町坂梨3318	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防坂梨第三	阿蘇市一の宮町坂梨3588	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防坂梨第四	阿蘇市一の宮町坂梨	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防東岳第一	阿蘇市一の宮町坂梨3244-2	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防色見第六	阿蘇市一の宮町白川	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防泉第一	阿蘇市一の宮町宮地6029-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防泉第二	阿蘇市一の宮町宮地	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防泉第三	阿蘇市一の宮町宮地6029-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防床瀬第一	阿蘇市赤水1928-2	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防西岳第一	阿蘇市蔵原1606-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防西岳第二	阿蘇市蔵原1606-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防東黒川第一	阿蘇市蔵原1607-17	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防乙姫第一	阿蘇市黒川2045-4	阿蘇地域振興局土木部工務課長

固定局	水防唐傘松雨量	阿蘇郡南小国町大字赤馬場字西滝ノ口4329-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防星和雨量	阿蘇郡南小国町大字満願寺4393-2	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防黒川雨量	阿蘇郡南小国町大字満願寺字北黒川6570, 6571合併2	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防動馬喜雨量	阿蘇郡南小国町大字満願寺字水の口8741-3	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防南平雨量	阿蘇郡小国町大字上田字横野	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防田原雨量	阿蘇郡小国町大字下城字薄瀬	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	岳湯雨量	阿蘇郡小国町大字西里字臺2919	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	西里雨量	阿蘇郡小国町大字西里丸山谷中原2052-18	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	産山雨量	阿蘇郡産山村大字山鹿字赤川2160-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防前原谷第一雨量	阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽1-18	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防色見水位	阿蘇郡高森町大字色見字小牧鶴2231	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防前原谷第二	阿蘇郡高森町大字上色見字上前原83-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防上色見第一	阿蘇郡高森町大字上色見字下戸ノ下1941-4	阿蘇地域振興局土木部工務課長

固定局	水防上色見第二	阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽10-277	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防色見第一	阿蘇郡高森町大字色見字阿蘇嶽3412	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防色見第二	阿蘇郡高森町大字色見字阿蘇嶽3416-77	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防色見第三	阿蘇郡高森町大字色見字上中ノ正	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防色見第四	阿蘇郡高森町大字色見字上中ノ正1624-3	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防色見第五	阿蘇郡高森町大字色見字上山鳥2469-2	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	西原雨量	阿蘇郡西原村大字河原字大野4332-1	砂防課長
固定局	久木野雨量	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰145-3	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	長陽雨量	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4879-6	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防俱利伽羅谷第三雨量	阿蘇郡南阿蘇村吉田2805-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防高木水位	阿蘇郡南阿蘇村大字一関無番地	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防俱利伽羅谷水位	阿蘇郡南阿蘇村白川694-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防仮川水位	阿蘇郡南阿蘇村中松3893-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長

固定局	水防仮川第一	阿蘇郡南阿蘇村二ノ坂4242-46	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防仮川第二	阿蘇郡南阿蘇村中松3464-3	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防高木第一	阿蘇郡南阿蘇村大字一関	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防濁川第一	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽5988-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防俱利伽羅谷第一	阿蘇郡南阿蘇村大字白川無番地	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防俱利伽羅谷第二	阿蘇郡南阿蘇村大字白川1425-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防渋谷第一	阿蘇郡南阿蘇村河陽2310-3	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防水口第一	阿蘇郡南阿蘇村尻無2252-3	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防垂玉第一	阿蘇郡南阿蘇村中松2129-3	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防山王谷第一	阿蘇郡南阿蘇村吉岡2514-49	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防山王谷第二	阿蘇郡南阿蘇村大字長野2514-10	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	水防保手が谷第一	阿蘇郡南阿蘇村吉田2805-1	阿蘇地域振興局土木部工務課長
固定局	砂防御船雨量	上益城郡御船町大字瀧の尾字蜂穴1203-21	砂防課長

固定局	県嘉島雨量	上益城郡嘉島町大字下六嘉字永田 無番地	砂防課長
固定局	県益城雨量	上益城郡益城町大字赤井字五楽無 番地	砂防課長
固定局	県甲佐雨量	上益城郡甲佐町大字中横田字中尾 1 5 0 3	砂防課長
固定局	蘇陽雨量	上益城郡山都町玉目 1 5 0	砂防課長
固定局	下名連石雨 量	上益城郡山都町下名連石 5 6 1 5 - 3	砂防課長
固定局	三ヶ雨量	上益城郡山都町三ヶ無番地	砂防課長
固定局	清和雨量	上益城郡山都町仏原 9 - 3	砂防課長
固定局	万坂雨量	上益城郡山都町万坂 9 3 5	砂防課長
固定局	清水中継所	上益城郡山都町郷野原 2 3 4 2 - 2 1	砂防課長
固定局	坂本雨量	八代市坂本町荒瀬 3 3 5	砂防課長
固定局	東陽雨量	八代市東陽町河俣 無番地	砂防課長
固定局	栗木雨量	八代市泉町栗木無番地	砂防課長
固定局	朝日雨量	八代市泉町仁田尾 無番地	砂防課長
固定局	竜北雨量	八代郡氷川町島地 6 4 4 - 1	砂防課長
固定局	宮原雨量	八代郡氷川町立神 2 6 3 8 - 4 8	砂防課長
固定局	県水俣雨量	水俣市大字久木野字有木上地先	砂防課長

固定局	県田浦雨量	葦北郡芦北町大字田浦字旧牧 3 7 9 5	砂防課長
固定局	芦北雨量	葦北郡芦北町大字湯浦字友田地先	砂防課長
固定局	県津奈木雨量	葦北郡津奈木町大字千代字連石 1 1 0 5 - 4 4	砂防課長
固定局	砂防人吉雨量	人吉市西間上町字古ノ山 2 1 2 5 - 1	砂防課長
固定局	錦雨量	球磨郡錦町大字一武 1 5 8 7	砂防課長
固定局	県深田雨量	球磨郡あさぎり町深田東字赤坂 1 3 0 8	砂防課長
固定局	上村雨量	球磨郡あさぎり町皆越字ユルサ 1 2 1 5 番地 1	砂防課長
固定局	須恵雨量	球磨郡あさぎり町須恵字松尾 7 1 5 2 番地 3	砂防課長
固定局	久米雨量	球磨郡多良木町大字久米字赤仁田 男鉢 1 4 8 1 - 3	砂防課長
固定局	黒肥地雨量	球磨郡多良木町大字黒肥地字幸坂 1 0 2 4 4 - 1 0	砂防課長
固定局	湯前雨量	球磨郡湯前町字買元 1 9 8 8 - 1	砂防課長
固定局	水上雨量	球磨郡水上村大字湯山竜新 2 2 9 1	砂防課長
固定局	県四浦雨量	球磨郡相良村大字四浦西字中尾前 3 1 9 8 - 2	砂防課長
固定局	県五木雨量	球磨郡五木村乙字高野 4 4 2 - 5	砂防課長

固定局	県山江雨量	球磨郡山江村大字万江字西大谷 2 8 1 4 - 1 8	砂防課長
固定局	球磨雨量	球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙字船道 1 1 8 2 - 1	砂防課長
固定局	外園雨量	天草市下浦町下柿塚 国道 2 6 6 号脇	天草地域振興局土 木部工務第二課長
固定局	大野雨量	天草市楠浦町上江河内 6 4 8 6 - 3	天草地域振興局土 木部工務第二課長
固定局	二浦雨量	天草市二浦町 1 0 3 5 - 1 1	天草地域振興局土 木部工務第二課長
固定局	県牛深雨量	天草市牛深町 5 4 - 1	天草地域振興局土 木部工務第二課長
固定局	御所浦雨量	天草市御所浦町御所浦 5 0 6 - 2	砂防課長
固定局	倉岳町雨量	天草市倉岳町棚底 2 6 7 6 - 1	砂防課長
固定局	栖本雨量	天草市栖本町川内 4 0 8 0 - 1	砂防課長
固定局	中田雨量	天草市新和町小宮地 8 9 1 1 - 3	天草地域振興局土 木部工務第二課長
固定局	宮野河内雨 量	天草市河浦町宮野河内 3 3 7 - 6	天草地域振興局土 木部工務第二課長
固定局	今田雨量	天草市河浦町今田 2 7 0 0 - 3	天草地域振興局土 木部工務第二課長
固定局	白木河内雨 量	天草市河浦町白木河内 1 7 5 - 4	天草地域振興局土 木部工務第二課長
固定局	小峯雨量	天草市五和町下内野	天草地域振興局土 木部工務第二課長

固定局	平家城山中 継所	天草市新和町大宮地 1 7 1 9 - 1	天草地域振興局土 木部工務第二課長
固定局	大矢野雨量	上天草市大矢野町登立字広崎 8 1 4 4 番地 2	砂防課長
固定局	県松島雨量	上天草市松島町阿村字園後 3 6 4 1 番地 2	砂防課長
固定局	姫戸雨量	上天草市姫戸町姫浦 3 0 5 5 - 4 8	砂防課長
固定局	天竺雨量	天草郡苓北町大字都呂々字下方針 6 0 0 0 - 4	天草地域振興局土 木部工務第二課長
固定局	大岳雨量	天草郡苓北町坂瀬川字黒梁 1 8 7 2 - 3	天草地域振興局土 木部工務第二課長
固定局	富岡雨量	天草郡苓北町富岡字丸山 2 2 0 8	天草地域振興局土 木部工務第二課長

(3) 港湾

無線局の種別	識別信号	設置場所	管理責任者
固定局	河内港潮位	熊本市河内町船津 2 7 0 9 - 1 3 2	港湾課長
固定局	田浦港潮位	葦北郡芦北町小田浦地内	港湾課長
固定局	大門港潮位	天草市楠浦町 2 5 6 番地 1 0	港湾課長
固定局	本渡港潮位	天草市港町 1 0 番地 2 2	港湾課長
固定局	中田港潮位	天草市新和町宮地 8 9 1 1 番地 3	港湾課長
固定局	鬼池港潮位	天草市五和町鬼池 5 0 9 3 番地地 先	港湾課長

固定局	高浜港潮位	天草市天草町高浜 5 8 4 1 番地 1 地先	港湾課長
固定局	合津港潮位	上天草市松島町合津 7 9 1 3 - 2 地先	港湾課長
固定局	樋島港潮位	上天草市龍ヶ岳町高戸 3 2 2 6 - 4 8	港湾課長

別表第 3 の 1 防災指令の全一斉の項中「、氷川ダム管理所及び熊本土木事務所」を「及び氷川ダム管理所」に改め、同表 1 防災指令の熊本管内一斉の項中「熊本土木事務所、」を削り、同表 1 防災指令の津波情報一斉の項中「、熊本土木事務所」を削り、同表 2 業務指令（2）指令先の全局の項中「、氷川ダム管理所及び熊本土木事務所」を「及び氷川ダム管理所」に改め、同表 2 業務指令（2）指令先の土木部の項中「及び熊本土木事務所」を削る。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 3 3 7 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 合志市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業 合志公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 昭和 60 年 3 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 3 3 8 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 3・3・8 号二本木新大江線
- 3 事業施行期間 平成 5 年 3 月 12 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

熊本県告示第 3 3 9 号

熊本県漁港管理条例（昭和 37 年熊本県条例第 17 号）第 20 条第 1 項の規定により都合漁港漁港利用調整施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
樋合漁港漁港利用調整施設	上天草市松島町合津 7 5 0 0 番地	フィッシャリーナ 天草株式会社 代表取締役 川端 祐樹	平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日 まで

熊本県告示第 3 4 0 号

熊本県漁港管理条例（昭和 3 7 年熊本県条例第 1 7 号）第 2 0 条第 1 項の規定により牛深漁港漁港浄化施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の
 手続に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり
 告示する。

平成 2 3 年 3 月 2 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
牛深漁港漁港浄化施設	熊本市水前寺公園 2 8 番 4 3 号	九州テクニカルメ ンテナンス株式会 社 代表取締役 杉本 陽児	平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日 まで

熊本県告示第 3 4 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サー
 ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション 合志 合志市幾久富 1 7 5 8 番地 1 7	セントケア熊本株式会社	平成 2 3 年 4 月 1 日

熊本県告示第 3 4 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防
 サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション 合志 合志市幾久富 1 7 5 8 番地 1 7	セントケア熊本株式会社	平成 2 3 年 4 月 1 日

熊本県告示第 3 4 3 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第
 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特

別警戒区域を次のとおり指定する。
平成23年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 小国町

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北里川－1（424－1－015－1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町山川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北里川－2（424－1－015－2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町山川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北里川－3（424－1－015－3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町山川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
南平川（424－2－025）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
小国町小南平
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
汐井川（424－2001）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
小国町汐井
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
蛭石川（424－2003）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
小国町上田
- ウ 土砂災害警戒区域の表示

- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (7) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山内川野川 (4 2 4 - 2 0 0 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町上田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (8) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
倉本 (4 2 4 - 1 - 0 0 6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (9) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鯛の田 2 - 1 (4 2 4 - 1 - 0 0 8 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (10) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鯛の田 2 - 2 (4 2 4 - 1 - 0 0 8 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (11) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鯛の田 2 - 3 (4 2 4 - 1 - 0 0 8 - 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鯛の田 2-4 (424-1-008-4)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下明里 1 (424-1-009)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上明里 (424-1-010)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上明里 1 (424-1-011)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
尻江田-1 (424-1-021-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- 尻江田一 2 (4 2 4 - 1 - 0 2 1 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西村 (4 2 4 - 1 - 0 2 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
所尾野 (4 2 4 - 1 - 0 2 7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岳ノ湯一 1 (4 2 4 - 1 - 0 2 8 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岳ノ湯二 2 (4 2 4 - 1 - 0 2 8 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岳ノ湯三 3 (4 2 4 - 1 - 0 2 8 - 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岳ノ湯-4 (4 2 4-1-0 2 8-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岳ノ湯-5 (4 2 4-1-0 2 8-5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岳ノ湯-6 (4 2 4-1-0 2 8-6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岳ノ湯-7 (4 2 4-1-0 2 8-7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岳ノ湯-8 (4 2 4-1-0 2 8-8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 岳ノ湯-9 (424-1-028-9)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町西里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 北里本村-1 (424-1-029-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町北里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 北里本村-2 (424-1-029-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町北里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 本村-1 (424-1-030-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町北里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 本村-2 (424-1-030-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町北里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 奴留湯-1 (424-1-031-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町北里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 奴留湯-2 (424-1-031-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町北里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 汐井川 (424-1-032)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町北里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山川-1 (424-1-033-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町北里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山川-2 (424-1-033-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町北里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
童子院 (424-1-034)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
はげの湯-1 (424-1-038-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
はげの湯-2 (424-1-038-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
長田-1 (424-1-056-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
長田-2 (424-1-056-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
二俣1-1 (424-2-009-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 小国町下城
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
二俣 1-2 (4 2 4-2-0 0 9-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町下城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
二俣 1-3 (4 2 4-2-0 0 9-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町下城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
二俣 2 (4 2 4-2-0 1 0)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
倉本 1-1 (4 2 4-2-0 1 1-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
倉本 1-2 (4 2 4-2-0 1 1-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
倉本 2 (4 2 4 - 2 - 0 1 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中尾 - 1 (4 2 4 - 2 - 0 1 3 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中尾 - 2 (4 2 4 - 2 - 0 1 3 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鯛ノ田 1 - 1 (4 2 4 - 2 - 0 1 4 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鯛ノ田 1 - 2 (4 2 4 - 2 - 0 1 4 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (54) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鯛ノ田 1-3 (424-2-014-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鯛ノ田 2-1 (424-2-015-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鯛ノ田 2-2 (424-2-015-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
七曲 (424-2-016)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
芹原 (424-2-017)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木

- 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下明里 1-1 (424-2-018-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下明里 1-2 (424-2-018-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上明里 1 (424-2-019)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上明里 2 (424-2-020)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上明里 3 (424-2-021)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
戸井口 (424-2-022)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
弓田 (4 2 4 - 2 - 0 2 8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町下城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
本村 1 (4 2 4 - 2 - 0 2 9)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町下城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
本村 2 (4 2 4 - 2 - 0 3 0)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町下城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (68) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
坂下 1 - 1 (4 2 4 - 2 - 0 3 1 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町下城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (69) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
坂下 1 - 2 (4 2 4 - 2 - 0 3 1 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町下城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (70) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坂下2（424-2-032）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町下城
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (71) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
西村-1（424-2-033-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (72) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
西村-2（424-2-033-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (73) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
堀田（424-2-038）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (74) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
明野（424-2-039）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (75) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
田代 1（4 2 4 - 2 - 0 4 0）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (76) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
長田（4 2 4 - 2 - 0 4 1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (77) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
奴留湯（4 2 4 - 2 - 0 4 2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (78) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
汐井川（4 2 4 - 2 - 0 4 3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (79) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上明里 4（4 2 4 - 2 - 0 5 7）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(80) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 鯛の田 3 (4 2 4 - 2 - 0 6 0)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町西里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(81) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 下明里 2 - 1 (4 2 4 - 2 - 0 6 1 - 1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町西里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(82) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 下明里 2 - 2 (4 2 4 - 2 - 0 6 1 - 2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町西里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(83) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 田代 2 - 1 (4 2 4 - 2 - 0 6 7 - 1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町北里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(84) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 田代 2 - 2 (4 2 4 - 2 - 0 6 7 - 2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 小国町北里
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(85) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- 菅 迫 (4 2 4 - 2 - 0 6 8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町西里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (86) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
桑 鶴 (4 2 4 - 2 - 0 6 9)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
小国町北里
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 4 4 号

くまもと県民交流館条例 (平成 1 3 年熊本県条例第 5 7 号) 第 1 2 条第 1 項の規定により、くまもと県民交流館のうち物産等振興施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例 (平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号) 第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
くまもと県民交流館のうち物産等振興施設	熊本市桜町 3 番 1 号	社団法人熊本県物産振興協会 会長 杉 武男	平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 3 4 5 号

熊本県ビジターセンター条例 (平成 6 年熊本県条例第 4 1 号) 第 8 条第 1 項の規定により熊本県富岡ビジターセンターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例 (平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号) 第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県富岡ビジターセンター	天草郡苓北町志岐 6 6 0	苓北町 代表者 苓北町長 田嶋章二	平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 3 4 6 号

熊本県土地利用基本計画（昭和 5 0 年熊本県告示第 5 3 7 号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号）第 9 条第 1 4 項において準用する同条第 1 3 項の規定により次のとおり公表する。

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県土地利用基本計画図の変更地域別の概要

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
玉名都市地域	玉名市	1 5 4 ヘクタールの拡大	現行の都市地域と一体の都市として総合的に開発・整備・保全する必要があるため
菊池都市地域	菊池市	8 1 2 ヘクタールの拡大	同上
球磨農業地域	球磨村	6 3 ヘクタールの拡大	周辺の農業地域と一体として総合的な農業の振興を図る必要があるため
合志森林地域	合志市	2 ヘクタールの縮小	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため
菊池森林地域	菊池市	2 ヘクタールの縮小	同上
宇城森林地域	宇城市	3 ヘクタールの縮小	同上
芦北森林地域	芦北町	5 ヘクタールの縮小	同上
山都森林地域	山都町	4 ヘクタールの縮小	同上

- 2 変更に係る熊本県土地利用基本計画図の閲覧場所
 熊本県企画振興部地域振興課（県庁行政棟本館 6 階）
 郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号

熊本県告示第 3 4 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 3 年 3 月 2 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	日生野隈府線	菊池市木庭字松原 5 4 8 番 2 地先から 同市木庭字前田 1 6 8 1 番 1 地先まで	80.0	単道改築に伴う （改築に伴う 拡幅）

- 2 供用を開始する期日 平成 2 3 年 3 月 3 0 日

熊本県告示第 3 4 8 号

熊本県伝統工芸館条例（昭和 5 7 年熊本県条例第 3 0 号）第 1 2 条第 1 項の規定により熊本県伝統工芸館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県伝統工芸館	熊本市千葉城町 3 番 3 5 号	一般財団法人熊本県伝統工芸館 理事長 赤星政徳	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 3 4 9 号

熊本産業展示場条例（平成 8 年熊本県条例第 6 5 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、熊本産業展示場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本産業展示場	熊本市山崎町 3 0 番地	熊本産業文化振興株式会社 代表取締役 梶原 一生	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 3 1 日まで

公 告

熊本県公告第 1 5 7 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第 1 8 9 条の規定により、当該通知の内容を球磨村役場に掲示する。

平成 23 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 所在の不明な者の氏名
 平川 兼廣、小川 祐路、池下 岩吉、池下 カネ、松本 留蔵、黄檗 富蔵、大童 三平、遠原 節男、遠原 満、池田 タマノ、吉村 恒三郎、吉田 亮、蔵谷 成行、楠本 僧、橋本 道昭、大槻 作太郎、川島 國平、川島 直平、川島 植蔵、川島 徳蔵、川島 兼蔵、川島 彦七、川島 鉄平、宮崎 嘉蔵、宮崎 嘉三、蔵谷 袈男、川島 久蔵、坂口 伊蔵、多武 文蔵、多武 円蔵、多武 栄次郎、大槻 伊太郎、大槻 秀吉、大槻 勇蔵、大槻 力蔵、大槻 幸作、大槻 芳平、大槻 新蔵、大槻 五郎、多武 熊蔵、多武 八百蔵、多武 ナツエ、多武 喜太郎、多武 正人、多武 長一郎、満生 サチエ、倉本 保、大槻 學、川内 シヅ子、川内 昭義、大槻 袈男、坂口 哲彦、蔵谷 茂弘、横井 政男、横井 勝章、横井 忠男、横井 正治、横井 辰雄、横井 隆雄、園田 ハルエ、大槻 武男、大槻 満、園田 保好、大槻 繁男、大槻 清、大槻 甚一、大槻 甚一、大槻 政吉、大槻 幸作、大槻 義雄、大岩 川島 伸夫、宮崎 甚平、上 薮 アイノ、立野 本蔵、立野 大蔵、椎屋 銀蔵、立野 進、立野 タマヨ、立野 慶蔵、境目 餘年、田中 ユキ子、田中 岩太郎、田中 山、山口 義男、大槻 學、久保田 峯松、椎屋 安吉、澤田 弥千太、遠山 幸子、吉見 恵里子、浦川 朋子、遠原 たま子、桑原 清人、桑原 操六、横井 定、眞鍋 三郎、大山 敏幸、岡田 建郎、浜田 秋吉、園田 保好、田嶋 五生、宗教法 聖正教、中野 茂、時田 正俊、大槻 隆、眞鍋 道行、野島 龍彦、山田 壽夫、原 静代、中岩 村 等、山本 ヨシエ、井手口 泰、西村 隆幸、西江 安代、白石 幸夫、蔵谷 純大槻 輝義、多武 文蔵、大槻 伊平、大槻 喜平、大槻 金太郎、大槻 袈平、大槻 吉、大槻 新蔵、大槻 森蔵、大槻 芳平、大槻 勇蔵、大槻 利平、池下 岩池 下平、椎屋 池平、椎屋 八百蔵、東 善次、柳 詒 岩蔵

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年2月25日付け熊本県告示第200号による。

熊本県公告第158号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を球磨村役場に掲示する。
平成23年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不明な者の氏名

大瀬 義徳、橋本 安市、山本 富三郎、橋本 道昭、和田 傳蔵、大岩 宇蔵、大岩 泰蔵、仮屋 本蔵、吉村 忠吉、川内 久平、永椎 甚作、堤 喜平、堤 栄蔵、堤 豊吉、内谷 又蔵、内谷 袈蔵、日當 平蔵、小野 袈平、本村 渉、小牧 正道、尾方 典雄、園田 保好、大槻 輝義、大岩 堅、大岩 弥市、大岩 頼綱、大岩 村蔵、大瀬 平、愛蔵、大瀬 辰平、大瀬 喜蔵、大瀬 八百蔵、大瀬 八百蔵、大瀬 七郎、瀬 林平、鎌 繁平、瀬 五郎平、大瀬 實弥、川口 文作、水篠 源蔵、水篠 久七、水篠 仁七、水篠 庄七、水篠 平吉、水篠 直七、水篠 義光、糸原 正雄、中村 正晴、中村 美春、田中 ユキ子、田中 親、大槻 學、岡田 建郎、伊高 初一、田嶋 五生、西 ハルエ、合谷 和晃

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年2月25日付け熊本県告示第201号による。

熊本県公告第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を球磨村役場に掲示する。
平成23年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不明な者の氏名

池下 カネ、池下 岩吉、池下 初見、羽田 喜市、池田 伊重雄、松江 松吉、田代 義行、野々原 佐市、友尻 久米蔵、中園 龍吉、大坂間 實、池下 チヨカ、池下 日支男、吉田 亮、木村 茂高、川上 順子、吉川 由美、荒木 ユキエ、谷村 正盛、桑原 達郎、岡田 建郎、川野 トシ、改世 新太郎、宮嶋 利治、鶴口 光志、吉武 千代子、大坂間 キヨ子、阿部 幸子、川野 ヨシヲ、川野 誠、川野 増子、長野 スミ、川野 榮二、池下 岩吉、池下 市蔵、池下 泰平、池下 留蔵、東 善次、尾方 八百吉、柳詰 岩蔵

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年2月25日付け熊本県告示第202号による。

熊本県公告第160号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成23年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1254号	炭酸カルシウム肥料	20.0粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：20.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	安田石灰工業株式会社 熊本県八代市花園町9番地14	平成29年3月26日

登 載 依 頼

熊 本 県 災 害 対 策 本 部 訓 令 第 1 号

本 庁 各 部 (公 室 ・ 局) 課 (総 室 ・ 室 ・ セ ン タ ー)
各 地 方 出 先 機 関
企 業 教 育 本 庁 庁 部
警 察 本 部

熊 本 県 災 害 対 策 本 部 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。
平 成 2 3 年 3 月 2 9 日

熊 本 県 災 害 対 策 本 部 長 蒲 島 郁 夫

熊 本 県 災 害 対 策 本 部 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令
熊 本 県 災 害 対 策 本 部 規 程 (昭 和 3 8 年 熊 本 県 災 害 対 策 本 部 訓 令 第 1 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 8 条 第 4 号 中 「 総 室 ・ 室 ・ 」 を 削 る。

第 9 条 第 2 項 中 「 総 務 部 長 」 を 「 危 機 管 理 監 」 に 改 め、 同 条 第 3 項 中 「 危 機 管 理 監 」 を 「 危 機 管 理 防 災 課 長 」 に 改 め、 同 条 第 4 項 及 び 第 5 項 中 「 総 室 ・ 室 ・ 」 を 削 る。

第 1 3 条 第 3 項 中 「 各 部 次 長 (総 務 対 策 部 に あ っ て は、 危 機 管 理 監、 次 長 を 置 か な い 部 等 に あ っ て は、 本 部 長 が 指 名 し た 者) 」 を 「 本 部 長 が 指 名 し た 者 」 に 改 め、 同 条 第 4 項 中 「 総 室 ・ 室 ・ 」 を 削 る。

附 則

こ の 訓 令 は、 平 成 2 3 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 1 号

熊 本 県 企 業 局 事 業 用 電 気 工 作 物 保 安 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。
平 成 2 3 年 3 月 2 9 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

熊 本 県 企 業 局 事 業 用 電 気 工 作 物 保 安 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程
熊 本 県 企 業 局 事 業 用 電 気 工 作 物 保 安 規 程 (昭 和 6 2 年 熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 1 9 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 第 3 水 力 発 電 設 備 の 項 中 「 1 回 / 1 0 年 」 を 「 1 回 / 1 0 ~ 1 5 年 」 に 改 め、 「 水 質 条 件、 材 質 」 の 次 に 「、 点 検 結 果 及 び 運 転 状 況 」 を 加 え る。

別 表 第 3 需 要 設 備 の 項 を 次 の よ う に 改 め る。

設 備 別	巡 視		巡 視 ・ 検 査			備 考
	機 器 設 備	頻 度	機 器 設 備	項 目	頻 度	
需 要 設 備	電 気 工 作 物	有 人	主 要 変 圧 器	外 部 点 検	1 回 / 3 年	(※1) (1) ガス 遮 断 器 等 特 に 指 定 す る も の は 1 回 / 12 年 と す る。 (2) 動 作 回 数 の 極 め て 少 な い 遮 断 器 に つ い て は 別 に 定 め る。
		1 回 / 日				
	無 人	主 要 遮 断 器	外 部 点 検	1 回 / 3 年		
	2 回 / 月		測 定 試 験	1 回 / 3 年		
		予 備 動 力	作 動 点 検	1 回 / 月	(※2)	

備		電路	測定試験	1回/2年	電路、低圧機器について は1回/年とする。
		主要機器	外部点検	1回/3年 (※2)	
			測定試験	1回/3年	

附 則
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 2 号

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 23 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程
熊本県企業局組織規程（昭和 40 年熊本県公営企業管理規程第 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

本則中「首席企業審議員」を「首席審議員」に、「企業審議員」を「審議員」に改める。
別表第 3 施設三課の項を削る。

附 則
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 3 号

熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 23 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程
熊本県企業局職員の職の設置に関する規程（昭和 40 年熊本県公営企業管理規程第 4 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「首席企業審議員」を「首席審議員」に、「企業審議員」を「審議員」に改
める。

附 則
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 4 号

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 23 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
熊本県企業職員の給与に関する規程（昭和 41 年熊本県公営企業管理規程第 16 号）の
一部を次のように改正する。

第 5 条第 10 号中「、施設三課長」を削る。
別表第 1 中「首席企業審議員」を「首席審議員」に、「企業審議員」を「審議員」に改め
る。

附 則
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県監査委員告示第 2 号

熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 23 年 3 月 29 日

熊本県監査委員 角 田 岩 男
同 内 田 光 也
同 渡 辺 利 男
同 井 手 順 雄

熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程
熊本県監査委員事務局処務規程（昭和 39 年熊本県監査委員告示第 3 号）の一部を次の
ように改正する。

第3条第3項中「首席監査審議員、監査審議員」を「首席審議員、審議員」に改める。
 第4条第2項中「首席監査審議員」を「首席審議員」に、同条第4項中「監査審議員」を「審議員」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に監査委員事務局首席監査審議員及び監査監兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、監査委員事務局首席審議員及び監査監兼務を命ぜられたものとする。
- 3 この規程の施行の際現に監査委員事務局監査審議員及び課長補佐兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、監査委員事務局審議員及び課長補佐兼務を命ぜられたものとする。

熊本県選挙管理委員会告示第13号

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成23年3月29日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲 保

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程の一部を改正する規程
 政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程（平成20年熊本県選挙管理委員会告示第120号）の一部を次のように改正する。
 第2条表中「熊本県庁総務部市町村総室」を「熊本県庁総務部市町村局市町村行政課」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成23年3月29日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲 保

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程
 政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程（平成20年熊本県選挙管理委員会告示第121号）の一部を次のように改正する。
 第2条表中「熊本県庁総務部市町村総室」を「熊本県庁総務部市町村局市町村行政課」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第12号

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
 熊本県人事委員会事務局組織規則（昭和26年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
 第4条中「首席総務審議員」を「首席審議員」に、「総務審議員」を「審議員」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第13号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
 別表一部事務組合の表中玉名市玉東町病院組合の項を削る。

附 則
この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 3 年 3 月 2 9 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 1 4 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
給料表の適用範囲に関する規則（昭和 3 2 年熊本県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「次長及び総務企画部に勤務する職員」を「及び次長」に、「企画調査部」を「企画指導部」に改める。

附 則
この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 3 年 3 月 2 9 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 1 5 号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和 3 2 年熊本県人事委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中「健康福祉部薬務衛生課」を「健康福祉部健康局薬務衛生課」に改める。

附 則
この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 3 年 3 月 2 9 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 1 6 号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県へき地手当等に関する規則（平成 6 年熊本県人事委員会規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 小学校の部八代教育事務所の項中「泉第七小学校」を削り、
「 | 泉第六小学校 |
| 泉第八小学校 |
| 西瀬小学校鹿目分校 |
| 大塚小学校 |
」を「 | 泉第八小学校 | 」に改め、同部球磨教育事務所の項中
「 | 五木東小学校 |
| 五木北小学校 | 」を「 | 五木東小学校 | 」に、
「 | 矢岳小学校 |
| 上小学校皆越分校 | 」を「 | 矢岳小学校 | 」に改め、同部天草教育事務所の項
中
「 | 高戸小学校 |
| 樋島小学校 | 」を「 | 龍ヶ岳小学校 | 」に、
「 | 天附小学校 |
| 大多尾小学校 | 」を「 | 天附小
学校 | 」に改め、同表中学校の部芦北教育事務所の項中「久木野中学校」を削り、同部
天草教育事務所の項中
「 | 龍ヶ岳中学校 |
| 大道中学校 | 」を「 | 龍ヶ岳中学校 | 」に改める。

附 則
この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。